

子の福祉のための面会交流

～面会交流支援団体の実情から考える～

【日 時】2017年12月16日(土) 午後1時～午後5時

※開場は午後0時30分から

【場 所】弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

【申込み】不要(当日直接会場にお越しください)

【参加費】無料

【内容】

平成23年民法改正において、離婚に際し、子の養育費や面会交流について協議すべきことが明文化されたことなどをきっかけに、離婚・別居に際し、子どもと離れて生活することになった親と未成熟の子との面会交流のあり方、支援について、様々な観点から議論されるようになり、社会的にも注目が集まっている。

中でも双方の親当事者が強い葛藤状態にある事案において、面会交流の合意形成や円滑な実施のための協議、子の福祉に合う面会交流の実施をどのように行っていくのか、という課題に、多くの親や当事者の代理人弁護士、家庭裁判所関係者等が直面している状況にある。

本シンポジウムにおいては、面会交流支援団体による支援の実情を考えることを通じて、子の福祉のための面会交流にむけて必要なことは何か、について考察し、現状の問題への対応策や今後の課題について検討する。

【プログラム(予定)】

■ 第1部 基調報告 ■

1 「面会交流の合意形成及び支援団体を利用した面会交流の実情についてのアンケート調査報告」

福市航介(弁護士/家事法制委員会事務局次長)

2 面会交流支援の方法と課題

二宮周平氏(立命館大学法学部教授)

■ 第2部 パネルディスカッション ■

「面会交流支援団体による面会交流支援の実情と課題について」
《パネリスト》

二宮周平氏(立命館大学法学部教授)

山口美智子氏(公益社団法人家庭問題情報センター理事兼東京相談室
面会交流援助部部长)

光本 歩氏(NPO法人ウイズ副理事長)

中村多美子(弁護士/家事法制委員会副委員長)

山本健太郎(弁護士/家事法制委員会事務局次長)

《コーディネーター》

松浦恭子(弁護士/家事法制委員会副委員長)

福市航介(弁護士/家事法制委員会事務局次長)

【会場へのアクセス】



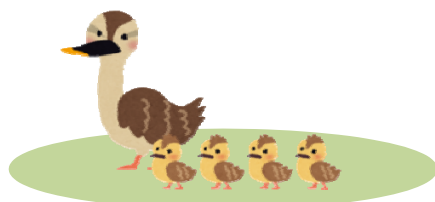
地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線
霞ヶ関駅(B1-b出口直結)から徒歩1分

～ お子様の一時的保育サービスについて～

シンポジウム中、ベビーシッター(保育資格者)による、お子様の一時的保育サービスを御利用いただけます。希望される方は期限までに以下の連絡先までお申し込みください。

申込み期限: 11月30日(木)まで

連絡先: 03-3580-9977 (法制第一課)



問い合わせ先 日本弁護士連合会法制第一課

電話 03-3580-9977 / ファックス 03-3580-9899

日本弁護士連合会では、家事法制シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍のほか、日本弁護士連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただきます。報道機関による取材も予定されており、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。